

サークル設立願

サークルを設立するにあたり、以下の項目を記入して、生徒会教員へ提出すること。
設立願の提出と、両部委員会の承認をもって設立となる。

① サークル名

② 設立の目的

③ 活動内容・主な活動場所

④ サークル会員一覧(代表者には◎をつけること)

コース学年組	氏名	コース学年組	氏名

【サークル活動の注意事項】

- ・ 設立に際して、すでに同系統のものがある場合は認められない
 - ・ 責任教員(顧問)はつけない。
 - ・ 活動は生徒個人の責任において行う。
 - ・ 校内の施設は部活動・同好会が優先的に使用する。
 - ・ 施設利用したい場合は@school で空き状況を確認し、生徒会担当教員へ使用許可を申し出ること(使用許可を取った場合でも急遽部活動など入る場合は活動場所を譲る事)。
 - ・ 同好会、部活への昇格は生徒会会則に従う。
 - ・ サークルとして試合や大会など外部へ出る場合は生徒会担当教員まで申し出ること。
 - ・ 活動中に怪我などした場合は、生徒会担当教員(石川)まで報告すること。
- ※上記に同意したうえでサークル設立願を生徒会担当教員(石川)へ提出すること